

平成26年 5 月

熊野市議会臨時会会議録

平成26年 5 月 14 日 開会

平成26年 5 月 14 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成26年5月熊野市議会臨時会会議録目次

第1日目（5月14日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開　　会	4
議長の選挙	8
議席の指定	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
副議長の選挙	12
紀南病院組合議会議員の選挙	14
紀南介護保険広域連合議会議員の選挙	15
東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙	16
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17
諸般の報告	18
説明のための出席者	18
議案の上程	18
提案説明	19
議案第1号	20
議案第2号	22
議案第3号	23
質　　疑	24
委員会付託の省略	24
討論、採決	25
同意案第1号	26
提案説明	26

委員会付託の省略	27
採 決	27
閉会中の継続審査	28
閉 議	28
閉 会	28
署名議員	30

平成26年 5 月熊野市議会臨時会会議録

(第 1 日)

平成26年 5 月14日 (水曜日)

平成26年5月熊野市議会臨時会会議録

平成26年5月14日（水曜日）

第 1 日

招集年月日 平成26年5月14日（水）
招集の場所 熊野市議会議場
開 会 平成26年5月14日（水）午前9時00分
開 議 平成26年5月14日（水）午前9時00分
出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市	長	河上 敢二 君	監 査 委 員	中田 裕三 君
副	市	長 山川 勝 君	総 務 課 長	山本 哲也 君
税 務 課 長		下和田貞明 君	農 業 振 興 課 長	尾中 弘明 君
監査委員事務局長		坪井 正登 君		

職務のため出席者

事 務 局 長	東 佳広 君	次長兼庶務係長	坪井 孝之 君
議 事 係 長	植中 徳樹 君	庶 務 係	和田 春菜 さん

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について
議案第2号 専決処分の承認について
議案第3号 専決処分の承認について
同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

日程第1 議長の選挙

日程第2 議席の指定

開 議

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 副議長の選挙

日程第6 紀南病院組合議会議員の選挙

日程第7 紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第8 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第9 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

諸般の報告

1 第97回東海市議会議長会定期総会の出席報告

2 説明員の報告

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第10 議案第1号 専決処分の承認について

日程第11 議案第2号 専決処分の承認について

日程第12 議案第3号 専決処分の承認について

[提案理由、採決]

日程第13 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

日程第14 閉会中の継続審査の申し出について

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

○議会事務局長（東 佳広君） 皆さんおはようございます。

議会事務局長の東でございます。

本臨時会は、改選後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ご出席の議員中、前田議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

前田議員、議長席にお着きください。お願いします。

（前田桂之助議員、議長席に着席）

○臨時議長（前田桂之助君） ただいまご紹介いただきました前田でございます。

臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

去る4月20日に執行されました第3回熊野市議会議員選挙におきまして、めでたく当選を果たされました議員の皆様方に心からお祝いを申し上げます。

今回の選挙につきましては、議員定数が16名から14名へと2名の減となっており、定員より2名オーバーという少数激戦のもとに行われました。4人の新人の方を初め、皆様方におかれましては、激戦を勝ち抜かれまして、熊野市の選良としての栄誉を与えられたものであり、深く敬意をあらわす次第でございます。

さて、ご承知のとおり、本市を取り巻く諸情勢は、過疎化、少子高齢化の進展に加え、低迷する社会経済情勢とも相まって大変厳しい状況でございます。そのような中ではございますが、施政方針でも申し上げましたように、長年の悲願でありました高速道路が当市まで開通し、活力再生の必要条件が整いました。今こそ市の大胆かつ積極的な取り組み、市内の全ての事業者の皆さんの前進、市民の皆さんのおもてなしなど、市を挙げて高速道路を活用した取り組みを行うこと、このことが市の活力再生の実現に不可欠と

なる非常に重要な十分条件でございます。必要条件が整い、十分条件を満たすことが求められる中、市といたしましても、市の活力の再生を図り、働く場の創出を第一とした産業振興、高齢化率約4割の超という字が2つつく超・超高齢社会に対応した暮らしの安心確保、万全な防災対策の推進、健康づくり、観光・スポーツ・文化の振興によるさらなる交流人口の拡大など、各分野における施策に積極的に取り組み、活力があり安心して暮らせる熊野市の実現に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、市政運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますご健勝で市の発展のためにご活躍いただきますよう心からご祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

- 臨時議長（前田桂之助君） 改選後最初の議会であり、初対面の方もございますので、この際、執行部を含めまして自己紹介をお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（前田桂之助君） ご異議がないようですので、ただいまから自己紹介をお願いいたします。

まず、執行部からお願いしますが、先ほど、市長からご挨拶を受けましたので、副市長から順次お願いいたします。

（執行部自己紹介）

- 副市長（山川 勝君） 副市長の山川です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教育長（杉松道之君） 教育長の杉松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 市長公室長（庵前佳生君） 市長公室長の庵前でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課長（山本哲也君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長の山本です。よろしくお願いいたします。
- 消防長（片岡信次君） 消防長の片岡と申します。どうぞよろしく申し上げます。
- 福祉事務所長（室谷隆也君） 福祉事務所所長の室谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。
- 健康・長寿課長（清嶺地利夫君） 健康・長寿課長、清嶺地です。よろしく申し上げます。
- 建設課長（西垣戸 勝君） 建設課長の西垣戸でございます。よろしく申し上げます。

す。

○農業振興課長（尾中弘明君） 農業振興課長の尾中と申します。よろしくお願いいたします。

○水産・商工振興課長（大西浩文君） 水産・商工振興課長の大西と申します。よろしくお願いいたします。

○観光スポーツ交流課長（松岡 功君） 観光スポーツ交流課長の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（下和田貞明君） 税務課長の下和田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○市民保険課長（仲森弘安君） 市民保険課長の仲森でございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長兼地域総合課長（西岡久典君） 地域振興課長兼地域総合課長の西岡でございます。よろしくお願いいたします。

○水道課長（大平勝美君） 水道課長の大平です。どうぞよろしくお願いいたします。

○防災対策推進課長（山本方秀君） 防災対策推進課長の山本です。よろしくお願いいたします。

○環境対策課長（栗須廣也君） 環境対策課長の栗須でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林業振興課長（大江勝郎君） 林業振興課長の大江です。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（山口耕作君） 農業委員会事務局長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（下地砂登子さん） 会計管理者兼会計課長の下地と申します。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（坪井正登君） 監査委員事務局長の坪井です。よろしくお願いいたします。

○教育委員会総務課長（三石 学君） 教育委員会総務課長の三石でございます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会学校教育課長（山本福土君） 教育委員会学校教育課長山本の山本でございます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会社会教育課長（橋詰寿人君） 教育委員会社会教育課長の橋詰です。よろしくお願いいたします。

○紀南介護保険広域連合事務局長（林 康成君） 紀南介護保険広域連合事務局長の林です。どうぞよろしくお願ひします。

○東紀州農業共済事務組合事務局長（松本 健君） 東紀州農業共済事務組合事務局長の松本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○消防本部消防次長兼総務課長（湊 巧君） 消防本部消防次長兼総務課長の湊です。どうぞよろしくお願ひします。

○消防署長（岡田敏哉君） 消防署長の岡田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○消防本部予防課長（前川真澄君） 消防本部予防課長の前川です。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（前田桂之助君） それでは、次に、議員諸君の自己紹介をただいまの着席順にてお願ひいたします。

どうぞ。

（議員自己紹介）

○1番（川口 朋さん） 川口朋と申します。よろしくお願ひいたします。

○2番（端無徹也君） 端無徹也と申します。よろしくお願ひします。

○3番（久保 智君） 久保智です。よろしくお願ひします。

○4番（大橋秀行君） 大橋秀行です。どうかよろしくお願ひいたします。

○5番（濱 重明君） 濱重明です。よろしくお願ひします。

○6番（和田いく子さん） 和田いく子です。よろしくお願ひします。

○7番（山田 実君） 山田実です。どうぞよろしくお願ひします。

○8番（下田克彦君） 下田克彦です。よろしくお願ひいたします。

○9番（岩本育久君） 岩本育久でございます。よろしくお願ひします。

○10番（樋口雄史君） 樋口雄史です。どうぞよろしくお願ひします。

○11番（山本洋信君） 山本洋信です。よろしくお願ひします。

○12番（中田征治君） 中田征治です。よろしくお願ひします。

○13番（前地 林君） 前地林です。よろしくお願ひします。

○臨時議長（前田桂之助君） 前田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○臨時議長（前田桂之助君） 暫時休憩いたします。執行部の方は退場願ひます。議員諸君は、しばらくそのままお待ちください。

(午前 9時 09分)

○臨時議長（前田桂之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 10分)

開 会 ・ 開 議

○臨時議長（前田桂之助君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成26年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に、議事日程はお手元に配付のとおりであります。臨時議長といたしましては、日程第1 議長の選挙のみを行い、事後の日程は新議長により運営されますので、ご了承をお願いいたします。

議長の選挙

○臨時議長（前田桂之助君） 日程第1 「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田桂之助君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 の 閉 鎖)

○臨時議長（前田桂之助君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙の配付）

○臨時議長（前田桂之助君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田桂之助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○臨時議長（前田桂之助君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○臨時議長（前田桂之助君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田桂之助君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○臨時議長（前田桂之助君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 端無徹也議員、5番 濱重明議員、12番 中田征治議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

（立ち会いのもと開票）

○臨時議長（前田桂之助君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 14票であります。

有効投票中、山本洋信議員 14票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3.50票であります。

よって、山本洋信議員が議長に当選されました。

山本洋信議員が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

山本洋信議員の発言を許します。

11番 山本洋信議員。

(新議長 山本洋信君 登壇)

○議長(山本洋信君) ただいま議長選挙におきまして、不肖私が議長に推挙されました。改めて責任の重さを痛感しております。もとより浅学非才でありますので、議員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑公正な議会運営を目指したいと思っております。

また、従来から私たち熊野市議会は議会改革を推進してまいりましたが、まだまだ途上であります。先送りしてきた多くの課題を、議員間討議を通じまして、しっかりと実行に移すべく、さらなる議員の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

また、議会が一枚岩となって熊野市民の負託に応えられるよう、市民と向き合いながら、執行部とは是々非々の関係を保ちつつ、議会としての役割を果たすべく進めてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、まずは議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○臨時議長(前田桂之助君) 議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

(新議長、議長席に着席)

議席の指定

○議長(山本洋信君) それでは、ただいま交代いたしました。議事運営にご協力をお願いいたします。

日程第2 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を局長に朗読させます。

○**議会事務局長（東 佳広君）** 命により、朗読いたします。

1番 川口朋議員、2番 端無徹也議員、3番 久保智議員、4番 大橋秀行議員、
5番 濱重明議員、6番 和田いく子議員、7番 山田実議員、8番 下田克彦議員、
9番 岩本育久議員、10番 樋口雄史議員、11番 山本洋信議員、12番 中田征治議員、
13番 前地林議員、14番 前田桂之助議員。

以上でございます。

会議録署名議員の指名

○**議長（山本洋信君）** 日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第86条の規定により、議長において、

1番 川口 朋 議員

8番 下田克彦 議員

を指名いたします。

会 期 の 決 定

○**議長（山本洋信君）** 日程第4 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期については、本日5月14日、1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（山本洋信君）** ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日5月14日、1日間と決しました。

副議長の選挙

○議長（山本洋信君） 日程第5 「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

（ 議 場 の 閉 鎖 ）

○議長（山本洋信君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（ 投 票 用 紙 の 配 付 ）

○議長（山本洋信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投 票 箱 の 点 検 ）

○議長（山本洋信君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

（局長の点呼に従い投票）

○議長（山本洋信君） 投票漏れはありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○議長（山本洋信君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

2番 端無徹也議員、5番 濱重明議員、12番 中田征治議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立 ち 会 い の も と 開 票)

○議長（山本洋信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 14票、無効投票 ゼロ、うち白票ゼロであります。

有効投票中、下田克彦議員 13票、中田征治議員 1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。

よって、下田克彦議員が副議長に当選されました。

下田克彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

下田克彦議員の発言を許します。

下田議員。

(新 副 議 長 下 田 克 彦 君 登 壇)

○副議長（下田克彦君） 副議長当選に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

地域・地方分権が叫ばれて20年余りが経過をいたしました。地域主権一括法の制定など、議会を取り巻く環境は、ここ数年大きく変化をいたしております。議会が変わっていくためにも、議長が申されたとおり、議会の改革を議員の皆様のご理解、ご協力を得まして、また、議長を支えてしっかりとやっていきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

(拍 手)

○議長（山本洋信君） 暫時休憩します。

(午 前 9 時 39 分)

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

紀南病院組合議会議員の選挙

○議長（山本洋信君） 日程第6 「紀南病院組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南病院組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南病院組合議会議員に、濱重明議員、和田いく子議員、岩本育久議員、中田征治議員、前地林議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を、紀南病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が、紀南病院組合議会議員に当選されました。

濱重明議員、和田いく子議員、岩本育久議員、中田征治議員、前地林議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

紀南介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（山本洋信君） 日程第7 「紀南介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、紀南介護保険広域連合規約第8条の規定により、本市議会議員のうちから5名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

紀南介護保険広域連合議会議員に、川口朋議員、端無徹也議員、大橋秀行議員、樋口雄史議員、前田桂之助議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の議員を、紀南介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました5名の議員が、紀南介護保険広域連

合議会議員に当選されました。

川口朋議員、端無徹也議員、大橋秀行議員、樋口雄史議員、前田桂之助議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長（山本洋信君） 日程第8 「東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、東紀州農業共済事務組合同規約第5条の規定により、本市議会議員のうちから2名の議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、久保智議員、山田実議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を、東紀州農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました2名の議員が、東紀州農業共済事務

組合議会議員に当選されました。

久保智議員、山田実議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山本洋信君） 日程第9 「三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名は、議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、山本洋信を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました議員を、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、山本洋信が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

○議長（山本洋信君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時 07分）

○議長（山本洋信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 20分）

諸報の報告

○議長（山本洋信君） 開議に先立ち、諸般の報告については、去る4月17日、第97回東海市議会議長会定期総会が浜松市において開催され、事務局が出席いたしました。

その席上、樋口雄史議員、中田悦生元議員と私が、在職15年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（山本洋信君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

議案の上程（議案第1号～議案第3号）

○議長（山本洋信君） 日程第10 議案第1号「専決処分の承認について」から、日程第12 議案第3号「専決処分の承認について」までを一括議題といたします。

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 平成26年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号「専決処分の承認について」につきましては、熊野市活性化施設の指定管理者の指定期間が平成26年3月31日で満了となったことに伴い、平成26年4月1日から指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により熊野市活性化施設の指定管理者の指定を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（山本洋信君） 次に、順次内容の説明を求めます。

議案第1号及び第2号について。

税務課長。

（税務課長 下和田貞明君 登壇）

○税務課長（下和田貞明君） 議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の3ページをごらんください。

熊野市税条例等の一部を改正する条例の主な改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

市民税の納税義務者等を定めた第23条のうち、第2項につきましては、外国法人の定義を加え、規定の適用場所を恒久施設と定めたもので、また同条第3項は、略称を正式名称の地方税法施行令に改めるものであります。

下段の法人税割の税率を定めた第34条の4は、市民税の法人税割の税率100分の12.3を100分の9.7に引き下げるものであります。

4ページの法人の市民税の申告納付を定めた第48条第2項は、市民税の申告納付をすべき法人の規定に本店を有する法人を加え、当該法人に係る源泉所得の項目を削除するものであります。

5ページ下段から6ページにかけての第82条は、軽自動車税の税率を改正するもので、具体的には次のとおり増額されることとなります。

まず、第1号アは、原動機付自転車で総排気量が0.05リットル以下のもの、または定格出力が0.6kW以下のものの税率、年額1,000円を2,000円に、同号イは、二輪のうち、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの、または定格出力が0.6kWを超え、0.8kW以下のものの税率、年額1,200円を2,000円に改めるものであります。

6ページの同号ウは、二輪のうち、総排気量が0.09リットルを超えるもの、または定格出力が0.8kWを超えるものの税率、年額1,600円を2,400円に、同号エは、三輪以上のもので総排気量が0.02リットルを超えるもの、または定格出力が0.25kWを超えるものの税率、年額2,500円を3,700円に改めるものです。

次に、同条第2号アは、軽自動車税で二輪のものの税率、年額2,400円を3,600円に、三輪のものは年額3,100円を3,900円に、四輪以上のもので乗用のもののうち、営業用は年額5,500円を6,900円に、自家用は7,200円を1万800円に、また貨物用のもののうち、営業用は年額3,000円を3,800円に、自家用は4,000円を5,000円に改めるものです。

次に、同条第3号は、二輪の小型自動車の税率、年額4,000円を6,000円に改めるもの

です。

なお、24ページの軽自動車税に関する経過措置において、附則第4条及び第6条の規定によって、税率の改正時期については、平成27年度以降の新規登録分から適用し、平成26年度末までに登録されたものについては適用外となっております。

7ページから9ページにかけての附則第6条の居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、また9ページから12ページの附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、同じく12ページの附則第6条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定については、単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、上位法令で定められていることから、市税条例から削除するものであります。

13ページの中段の肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を定めた附則第8条については、その期限を3年間延長し、平成30年度までとするものです。

13ページから14ページにかけての新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めた附則第10条の2のうち、第9項については、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者は、耐震改修が完了した日から3カ月以内に所定の申告書を市長に提出しなければならないことを追加するものであります。

14ページの附則第16条については、特別土地保有税の課税の特例を削除し、かわりに軽自動車税の税率の特例を定めるもので、いわゆるグリーン化の観点から、軽自動車のうち三輪及び四輪以上のもので、乗用、貨物用、それぞれ営業用、自家用について、登録月から14年を経過したものについては、その年度から右の欄の年額に増額するものであります。

なお、24ページの附則第5条の軽自動車税に関する経過措置において、この規定は平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとなっております。また、平成15年10月14日以前に新規登録した軽自動車については、陸運局においても登録月がわからないため、期間計算の起算点を新規登録した年の12月とするものであります。

14ページ下段から15ページにかけての優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について定めた附則第17条の2は、その適用期限を平成26年度から平成29年度まで3年延長するものであります。

同じく15ページ下段の一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例に

ついて定めた附則第19条第1項、及び16ページの第19条の2第2項は、株式が一般株式と上場株式とに分かれることから、その規定の明確化のための改正であります。

16ページから17ページにかけての非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について定めた附則第19条の3第2項は、贈与または相続もしくは遺贈があった場合について、租税特別措置法及び地方税法において特例が加わったことに伴う改正であります。

17ページの旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告を定めた附則第21条のうち、第1項は、公益社団法人もしくは公益財団法人とあるのを一般社団法人もしくは一般財団法人と読みかえるものであり、同条第2項は、その移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴い、規定を削除するものであります。

17ページ下段から18ページにかけての附則第24条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についての規定、及び18ページから21ページにかけての附則第24条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例についての規定、並びに21ページから22ページにかけての附則第25条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例についての規定については、地方税法の附則で定められており、必ず条例で定めなければならないもの以外であることから削除するもので、これに伴い、附則第26条の個人市民税の税率の特例等が附則第24条に繰り上がるものであります。

22ページの熊野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

附則第1条第2号は、所得割の計算における条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例については、平成29年1月1日から施行することとしていたものが、条約適用利子等に係る部分の適用についてのみ施行期日が平成28年1月1日と1年繰り上がるものであります。

23ページから25ページにかけての附則につきましては、第1条において、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行し、それ以外のものは平成26年4月1日を施行日とするものであります。また、第2条以降は市民税等に関する経過措置を定めたものであります。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説

明申し上げます。

今回の熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額と介護納付金課税額に係る限度額の引き上げ等に関するものであります。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明申し上げます。

議案集の28ページをごらんください。

初めに、第2条第3項は、国民健康保険税の課税額のうち、後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円から16万円に引き上げるものであります。

同条第4項は、国民健康保険税の課税額のうち、介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円に引き上げるものであります。

第23条は、地方税法施行規則の条ずれに伴う改正であります。

第28条第1項は、国民健康保険税の減額について、その限度額を後期高齢者支援金等課税分については14万円を16万円に、介護納付金課税分については12万円を14万円に改正するものであります。

同項第2号は、保険税の5割減額が適用されるかどうかの判断基準である総所得金額等の計算において、加算する金額1人につき24万5,000円の適用者について、当該納税義務者も含めるよう改正するものであります。

同項第3号は、保険税の2割減額が適用されるかどうかの判断基準である総所得金額等の計算において、被保険者及び特定同一世帯所得者1人につき、加算する額35万円を45万円に改正するものであります。

附則は、施行期日を平成26年4月1日とし、適用区分を定めたものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本洋信君） 次に、議案第3号について。

農業振興課長。

（農業振興課長 尾中弘明君 登壇）

○農業振興課長（尾中弘明君） 議案第3号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の31ページをごらんください。

本案につきましては、本年3月末で期間満了となりました熊野市活性化施設の指定管理につきまして、本年4月1日から、引き続き、株式会社夢工房くまの、代表取締役大

西誠氏を指定いたしました。

このことにつきまして、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分したので、同条3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。

株式会社夢工房くまの、熊野市活性化施設の概要につきましては、32ページに記載のとおりでございます。

以上、内容のご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第10 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第11 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

日程第12 議案第3号「専決処分の承認について」を議題とし、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」から議案第3号「専決処分の承認について」までにつきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」から議案第3号「専決処分の承認について」までにつきましては、委員会への付託を省略いたします。

討 論

○議長(山本洋信君) 日程第10 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、これを承認することに決しました。

討 論

○議長(山本洋信君) 日程第11 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

討 論

○議長(山本洋信君) 日程第12 議案第3号「専決処分の承認について」を議題とし、
討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これを承認することに決しました。

議案の上程(同意案第1号)

○議長(山本洋信君) 日程第13 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議
題といたします。

地方自治法第117条の規定により、前田桂之助議員の退席を求めます。

(14番 前田桂之助議員 退席)

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として前田桂之助議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

委員会付託の省略

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号につきましては、委員会への付託を省略いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） 日程第13 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号は、これに同意することに決しました。

(14番 前田桂之助議員 着席)

閉会中の継続審査

○議長（山本洋信君） 日程第14 「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり、会議規則第108条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、これを付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 議

○議長（山本洋信君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

閉 会

○議長（山本洋信君） これにて、平成26年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時 44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

熊野市議会臨時議長 _____